第4編 社会福祉の増進 第5章 戦没者の遺族,戦傷病者等の援護 第1節 援護行政の動向

先の大戦が終了してからやがて30年になろうとしているが,まだ戦後処理は完了したわけではない。援護行政は,戦後の初期にあっては,海外からの600万人余の邦人の引揚援護業務を中心としてきたが,現在は,戦傷病者戦没者遺族等援護法や戦傷病者特別援護法等の法律に基づき,先の大戦で公務上の傷病等により死傷した軍人,軍属及び準軍属(旧国家総動員法による被徴用者及び動員学徒,軍の要請による戦闘参加者等)並びにこれらの者の遺族に対する年金等の給付を中心とし,その他恩給の進達等の旧軍関係の残務の処理が主なる業務として行われている。

これらの恩給や年金等の受給者は,今や老境を迎えるに至っており,援護内容の一層の充実を望む声が強くなっている。

また,かねてから捜索が続けられていたフィリピンのルバング島の小野田元少尉が,厚生省派遣団の手によって49年3月10日に無事発見救出されたこと,更には日中国交正常化が行われたことなどから、未帰還者の調査究明,戦没者の遺骨の収集促進を望む声が一段と高くなっている。

このほか,48年10月以降中国から里帰りのため一時帰国する日本人に対して旅費の支給が始められているが,49年秋には日中航路の開設が予定されていることもあって今後ともかなりの数の一時帰国者があるものと見込まれる。

第4編 社会福祉の増進 第5章 戦没者の遺族,戦傷病者等の援護 第2節 戦没者の遺族,戦傷病者等の援護 1 戦没者の遺族の援護

先の大戦において,公務上又は業務上の傷病により死亡した軍人,軍属及び準軍属は,200万人を超える。これらの者の遺族に対しては,恩給法,戦傷病者戦没者遺族等援護法等により,遺族給付が行われている。

(1) 戦傷病者戦没者遺族等援護法による援護

この法律による戦没者の遺族に対する給付は,遺族年金,遺族給与金,遺族一時金及び弔慰金の4種である。 遺族年金は,軍人軍属(恩給法該当者を除く。)が公務上の傷病又は勤務に関連した傷病により死亡した場合に支給される。遺族給与金は,準軍属が業務上の傷病又は勤務に関連した傷病により死亡した場合に支給される。49年3月末現在の受給人員は,第4-5-1表のとおりである。

第4-5-1表 遺族年金及び遺族給与金受給者数(49年3月末現在)

	(49年3月末現在)					(単位:人)				
				遺	族	年	金	進 1	族 給	与 金
				雄	人	Æ	展	雑	A.	属
総			数		45,558		75,040		4	3, 169
先	順	位	老		31,637		67, 263		3	7,513
後	順	位	老		13,921		7,777			5,656

厚生省接護局調べ

遺族一時金は,軍人,軍属及び準軍属が公務傷病に併発した傷病により退職後一定期間内に死亡した場合等で他に遺族年金,公務扶助料等の給付を受ける遺族がないときに支給される。遺族一時金の額は,49年8月末までに権利の発生するものについて,軍人及び軍属については10万円,準軍属については7万円である。49年3月末までの支給件数は,軍人5,840件,軍属283件,準軍属32件,総数6,155件である。

弔慰金は,軍人,軍属及び準軍属が,公務上の傷病又は勤務に関連した傷病により,16年12月8日以後死亡した場合に支給される。

弔慰金の額は,49年8月末までに権利の発生するものについて,軍人及び軍属については5万円,準軍属については3万円である。49年3月末までの支給件数は,軍人181万2,321件,軍属13万8,837件,準軍属11万3,435件,総数206万4,593件に及んでいる。49年度においては,9月1日から次のような処遇の改善が行われた。

ア 先順位者の遺族年金及び遺族給与金の額を23.8%引き上げ,36万6,600円にするとともに,後順位者の遺族年金及び遺族給与金の額を9.600円から1万2.000円に引き上げる。

厚生白書(昭和49年版)

イ 準軍属の遺族に支給する弔慰金及び遺族一時金の額を,49年9月1日以降権利の発生するものについて, 軍人軍属と同様,弔慰金にあっては5万円に,遺族一時金にあっては10万円に,それぞれ引き上げる。

ウ 旧防空法第6条第1項又は第2項の規定により防空の実施に従事した者を準軍属として処遇する。

(2) 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法による援護

日華事変以後に公務上の傷病又は勤務に関連した傷病により死亡した軍人,軍属又は準軍属の妻であって,48年4月1日に遺族年金,公務扶助料等の遺族給付を受ける権利を有する者には,この法律によって,20万円の特別給付金(10年償還の国債)が支給される。また,20万円の特別給付金を受ける権利を取得した戦没者等の妻が,その後10年を経過した時点において,引き続き遺族年金,公務扶助料等の遺族給付を受けている場合には改めて60万円の特別給付金(10年償還の国債)が支給される。

49年度においては、次のような処遇の改善が行われた。

ア 48年度の戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部改正により,新たに遺族年金等を受けることとなった戦没者等の妻に対して,20万円の特別給付金を支給する。

イ満州事変以後日華事変前に公務上の傷病にかかり、これにより死亡した軍人の妻であったことにより公務扶助料又は遺族年金を受ける権利を有する者に対して60万円の特別給付金を支給する。

(3) 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法による援護

公務上の傷病又は勤務に関連した傷病により,16年12月8日以後死亡した軍人,軍属又は準軍属の遺族で47年4月1日までに弔慰金を受ける権利を取得した者については,同一の戦没者に対して遺族年金,公務扶助料等の給付を受ける者がいないときに限り,その者に対して,この法律により,3万円の特別弔慰金(10年償還の国債)が支給されている。

(4) 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法による援護

日華事変以後に公務上の傷病又は勤務に関連した傷病により死亡した軍人,軍属又は準軍属の父母又は祖父母で戦没者の死亡当時,戦没者以外に氏を同じくする子も孫もなく,更に42年3月31日までに氏を同じくする子も孫も有するに至らなかった者は,同年4月1日に遺族年金,公務扶助料等の遺族給付を受ける権利又は資格を有するときには,この法律によって,10万円の特別給付金(5年償還の国債)が支給される。また,10万円の特別給付金を受ける権利を取得した戦没者の父母等がその後5年を経過した時点において,引き続き遺族年金,公務扶助料等の給付を受けているか,又はこれらを受ける資格を有しており,かつ,その間に氏を同じくする子も孫も有するに至らなかった場合には,その者に改めて30万円の特別給付金(5年償還の国債)が支給される。

49年度においては、次のような処遇の改善が行われた。

ア 48年度の戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正により新たに遺族年金等を受けることとなった戦没者の父母等に対して、10万円の特別給付金を支給する。

イ 満州事変以後日華事変前に公務上の傷病にかかり,これにより死亡した軍人の父母等として,49年 10月1日において遺族年金又は公務扶助料を受ける権利又は資格を有する者であって,戦没者の死亡 の当時戦没者以外に氏を同じくする子も孫もなく,更に49年9月30日までの間,氏を同じくする自然血

(5) 戦没者遺族相談員制度
戦没者遺族の福祉の一層の増進を図るため,戦没者遺族相談員の制度が設けられており,全国で1,410人の 民間人が厚生大臣から業務の委託を受けて活動している。
(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

族たる子も孫も有するに至らなかったものに30万円の特別給付金を支給する。

厚生白書(昭和49年版)

第4編 社会福祉の増進 第5章 戦没者の遺族,戦傷病者等の援護 第2節 戦没者の遺族,戦傷病者等の援護 2 戦傷病者の援護

先の大戦において公務上負傷し、又は疾病にかかり、今なお障害を有する軍人、軍属又は準軍属であった者の数は14万人余に及ぶが、これらの戦傷病者に対する援護は、恩給法又は戦傷病者戦没者遺族等援護法による年金給付と戦傷病者特別援護法による医療給付等がその中心となっている。この外、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法により、戦傷病者の妻に特別給付金が支給されている。

(1) 所得面の援護

戦傷病者戦没者遺族等援護法によって,戦傷病者(恩給法該当者は除く。)に障害年金又は障害一時金が支給されている。49年3月末現在の障害年金の受給者数は,軍人219人,軍属2,622人,準軍属2,156人,総数4,997人である。また,49年3月末までに障害一時金を受けた者は624人である。

49年9月1日から,軍人,軍属又は準軍属であった者の障害年金及び障害一時金の額を23.8%引き上げるとともに,扶養親族加給の額を,配偶者については2万8,800円を4万2,000円に,その他の親族2人までについては9,600円を1万2,000円にそれぞれ引き上げる等の処遇の改善が行われた。

戦傷病者等の妻に対しては,戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法によって特別給付金が支給されているが,その対象者は,12年7月7日以後の公務上又は勤務に関連した傷病により,38年4月1日において恩給法による増加恩給等の給付を受けていた者の妻又は同日までに、一時金たる傷病賜金等を受けたことのある者の妻である。給付金の額等については,前掲第4-5-2表のとおりである。

なお,49年9月1日から,48年度の戦傷病者戦没者遺族等援護法等の改正により新たに障害年金等を受けることとなった戦傷病者等の妻に,特別給付金が支給されることとされた。

第4-5-2表 特別給付金等の種類

第4-5-2表 特別給付金等の種類

	金 額	給付の種類	支 給 件 数 (49年3月31日現在)
戦没者等の妻に対す る特別給付金	20万円	10年以内償還無利子 の記名国債	件 415,517
	60万円	10年以内償還無利子 の記名国債	161,289
戦没者等の遺族に対 する特別弔慰金	3万円	10年以内償還無利子 の記名国債	573, 127
戦没者の父母等に対 する特別給付金	10万円	5年以内償還無利子 の記名国債	16,142
-,	30万円	5 年以内償還無利子 の記名国債	8,983
戦傷者等の妻に対す る特別給付金	10万円 (2—5款症の 戦傷病者の妻に対し ては5万円)	10年以内償還無利子 の記名国債	109, 546

厚生省接護局調べ

(2) 医療面その他の援護

戦傷病者特別援護法により,戦傷病者には戦傷病者手帳が交付され(49年3月末現在14万5,708人),次のような援護が行われている。

- ア療養の必要があると認定した者に療養の給付を行う(49年3月末現在の受給者数6,367人)。
- イ 長期入院患者に療養手当を支給する。支給額は49年4月より月額8,000円49年3月までは6,300円) である(49年3月末の受給者数138人)。
- ウ療養の給付を受けている者が死亡した場合,その遺族に葬祭費を支給する。支給額は2万2,000円 (49年3月までは1万6、000万円)である(48年度の支給件数68件)。
- エ 更生するため医療の必要があると認定した者に更生医療の給付を行う(48年度の支給件数8件)。
- オ 補装具の支給及び修理を行う(48年度の総件数7,595件)。
- 力重度障害者国立保養所に収容する。
- キ 戦傷病者及びその介護者が日本国有鉄道の鉄道及び連絡船を利用する場合に無賃の取り扱いをする(48年度の乗車券引換証交付人員12万6,130人)。

なお,49年度においては,9月1日から,新たに戦傷病者戦没者遺族等援護法の処遇の対象となった戦傷病者 について,療養の給付等が行われる。

この外,この法律により,戦傷病者の更生や職業その他生活上の問題について,戦傷病者の相談相手となって必要な助言指導を行う戦傷病者相談員の制度が設けられており,現在,全国で940人の民間人が厚生大臣から業務の委託を受けて活動している。

厚生白書(昭和49年版)

第4編 社会福祉の増進 第5章 戦没者の遺族,戦傷病者等の援護 第2節 戦没者の遺族,戦傷病者等の援護 3 全国戦没者追悼式

先の大戦において死没した300万余の軍人,軍属,準軍属及び一般市民に追悼の誠をささげるため,政府は38年から毎年8月15日に全国戦没者追悼式を挙行している。

48年の式典は,天皇皇后両陛下御臨席のもとに,東京北の丸公園の日本武道館において,全国の戦没者遺族代表をはじめ,国会,政府その他各界の代表等約5,600人が参列して厳粛にとり行われた。

式典の当日は,官公庁などには半旗が掲げられ,正午には全国民がそれぞれの職場,家庭において黙とうを行い,戦没者に追悼の誠をささげるとともに,平和への思いを新たにした。

第4-5-3表 戦没者叙位叙勲発令数

第4-5-3表 較没者叙位叙勳発令数

(単位:人)

			叙位を受けた者	叙勲を受けた者
総		数	72,609	1,990,780
39	年	度		127,700
40			_	302,059
41			8,982	338,922
42			24,616	423,414
43			20,106	352, 232
44			11,821	227,611
45			4,388	130, 899
46			1,536	53,446
47			700	23,017
48			460	11,480

厚生省接護調局べ

第4編 社会福祉の増進 第5章 戦没者の遺族,戦傷病者等の援護 第2節 戦没者の遺族,戦傷病者等の援護 4 ルバング島における元日本兵の救出等

フィリピン・ルバング島に残留していた小野田寛郎元少尉の救出については,数次にわたって現地に派遣団を送り救出工作を実施してきたところである。特に,47年10月19日現地警察軍と遭遇し,小塚元一等兵が死亡し,小野田元少尉が逃亡するという事件発生以来,フィリピン側の全面的な協力のもとに厚生省派遣団が約6ヵ月にわたる努力を続けたにもかかわらず,小野田元少尉の消息をつかめず,48年4月17日をもって現地の救出工作を打切っていたものである。

しかるところ,49年2月20日フィリピン・ルバング島において日本人旅行者鈴木紀夫氏が同島山岳部においてキャンプ中たまたま小野田元少尉と遭遇した。この事実は鈴木氏がルバング島で小野田元少尉と撮影したという写真を,厚生省において関係者が検分の結果確認したものである。厚生省は,ただちに厚生省職員,小野田元少尉の実兄敏郎氏,元上官谷口義美氏らを現地に派遣し,更に現地において鈴木紀夫氏を加え小野田元少尉の救出を行うこととした。

派遣団は,静穏裡に小野田元少尉との接触を企図し,鈴木紀夫氏が前回小野田元少尉と遭遇した地点付近にキャンプし,呼びかけを行わず待機していたところ3月9日夕刻小野田元少尉がキャンプ地に現われることとなり,遂にその救出に成功し長年にわたる救出工作に終止符が打たれたものである。

なお,元日本兵が残留しているとの情報があったソロモン諸島セントジョージ島には48年5月,グアム島及びミンダナオ島には48年11月にそれぞれ調査団を現地に派遣した結果,セントジョージ島においては残留を推測していた全員の死亡を確認し遺骨を収集することができたが,グアム島及びミンダナオ島においては元日本兵残留の資料を得ることができなかった。

その他の地域についても,今後とも在外公館,在外商社,民間団体等の協力を得て,従来以上に情報の収集を強化し,これに基づき調査救出を行うこととしている。

第4編 社会福祉の増進 第5章 戦没者の遺族,戦傷病者等の援護 第2節 戦没者の遺族,戦傷病者等の援護 5 海外戦没者の遺骨収集

海外戦没者の遺骨収集については,28年から33年までの第1次計画,次いで42年度から47年度までの第2次計画に基づいて,それぞれ旧主要戦域に遺骨収集団を派遣して実施したところであるが,なおまだ十分とはいえない実情であるので,この問題の重要性にかんがみ,48年度から更に新たな計画のもとに積極的にその処理を推進しているところである。この計画の実施に当たっては,新たな制度として民間団体(財団法人日本遺族会,戦友団体等)の協力を要請し,これらの団体に対しては,補助金を交付することとした。この計画に基づき48年度においては,次の地域に遺骨収集団を派遣し遺骨収集を行った。

ソロモン諸島(ガダルカナル島等)

マリアナ諸島(サイパン島,テニアン島等)

東部ニューギニア

中部太平洋(東カロリン諸島,マーシャル諸島)

フィリピン(ルソン島,ミンダナオ島)

沖縄

この外,トラック諸島の環礁内に沈没している旧軍の潜水艦伊号第169の乗組員の遺骨の引上げを行った。

また,戦後中国の各地から収集された日本人死没者の遺骨899柱が,北京の中国紅十字会に保管されていたが,48年6月我が国の訪中団によって本邦に送還された。

なお,遺骨収集計画の進ちょく状況等を考慮しながら旧戦域に戦没者慰霊碑を建立することとしているが,47年度には,フィリピンのカリラヤ(マニラ東南方約70キロメートル)に「比島戦没者の碑」を建立し,48年度には,サイパン島の北部パナテルに「中部太平洋戦没者の碑」を建立した。

第4編 社会福祉の増進 第5章 戦没者の遺族,戦傷病者等の援護 第2節 戦没者の遺族,戦傷病者等の援護 6 戦没者に対する叙位叙勲等

39年1月7日の閣議決定により、戦没者に対する叙位及び叙勲事務が再開されている。

これらの叙位及び叙勲の対象になる者は,先の大戦に関する勤務に従事し,これに関連して死亡した軍人,軍属等で,その総数は,叙位対象者約8万余人,叙勲対象者は叙位を伴うものを含め約212万人の見込みである。このうち,49年3月第104回発令までに叙位を伴うもの約7万2,000人を含む約199万人に対して叙勲が行われた。

また,軍人軍属のうち,定例叙勲発令済みの者約50万人に対し,45年度より,勲記,勲章の伝達が開始され,49年 3月までに約26万人に対して賞賜物件の伝達が行われた。定期(臨時)叙位発令済みの者約36万人に対する 位記の伝達は,47年度から開始され,49年3月までに約4万4,000人に対して,位記の伝達が行われた。

第4編 社会福祉の増進 第5章 戦没者の遺族,戦傷病者等の援護 第3節 未帰還者の調査と引揚者の援護等 1 未帰還者の調査

先の大戦が終結したとき海外残留を余儀なくされた未帰還者は,49年3月末現在3,443人となっている。その地域別内訳は,中国2,837人,ソ連(樺太及び千島を含む。)347人,南方153人,北朝鮮106人である。

未帰還者の調査は,国内的には帰還者から情報の提供を受けて,対外的には外交折衝又は赤十字ルート等による話し合いによって行ってきている。特に,中国内の未帰還者に対しては,47年に日中両国の国交正常化が行われたことを契機として,未帰還者名簿を在北京日本大使館に送付し,積極的にこれら未帰還者の状況調査を進め,その実態をは握することに努めている。

未帰還者の調査究明の結果,未帰還者は,48年度においては,死亡報告を行った者51人,戦時死亡宣告の審判が確定した者108人,帰還した者119人,その他57人の計335人が減少したが,新たに未帰還者として280人がは握された。

なお,戦時死亡宣告を受けた未帰還者が身分上戦傷病者戦没者遺族等援護法の軍人軍属,準軍属又ば恩給法等の公務員に該当する場合は,原則として公務により死亡したものとみなされ,その遺族に対して,これらの法律により,遺族年金等が支給される。また,未帰還者に関する特別措置法に基づき,3万円(遺族年金等を受ける場合は2万円)の弔慰料が支給される。

第4編 社会福祉の増進 第5章 戦没者の遺族,戦傷病者等の援護 第3節 未帰還者の調査と引揚者の援護等 2 引揚者等の援護等

(1) 引揚者の援護

終戦に伴う海外からの日本人の引揚げは,34年に集団引揚げが終了した後は,個別に便船又は航空機を利用して続けられている。これら引揚者に対する援護としては,船運賃又は航空運賃の国庫負担,上陸地における金品の支給,落ち着き先までの移送,定着後の住宅の貸与,就職あっ旋等が行われ,また,ソ連及び中国からの引揚者については,居住地から出境地までの旅費を国において負担する措置が講じられている。

最近は,ソ連,中国及び韓国から個別に引揚げが行われており,同伴家族を含め,48年度には200人となっている。

(2) 一時帰国者の援護

日中国交正常化に伴い,終戦前から中国に居住する日本人で,戦後はじめて墓参,親族訪問等の目的をもって本邦に一時帰国(いわゆる里帰り)を希望する者が増加しており,しかもその大部分は帰国の旅費を負担することが困難な実情にあることにかんがみ,これらの者に対しては中国の居住地から日本の落ち着き先まで及び日本の落ち着き先から中国の居住地までの一時帰国に必要な往復旅費を国において負担する措置を講じ,48年10月31日から実施した。この結果,49年3月末までに100人が一時帰国し,今後も本制度による帰国者は相当数に昇るものと予想される。